

国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関が講ずべき支援措置に関する指針

一 中小企業の活力の再生の支援に関する基本的事項

イ 我が国産業の再生を図っていくためには、地域の経済活力や雇用について大きな役割を果たす中小企業の活力の再生が不可欠である。現下の厳しい経済情勢においては、そうした中小企業の活力の再生支援を迅速かつ適確に行うことが重要な政策課題となっている。

ロ 中小企業の活力の再生の支援に当たっては、極めて数が多く、業種・企業形態も多種多様であり、地域性も強いという中小企業の特性を踏まえ、きめ細かく対応していくことが重要である。

ハ 個々の中小企業が活力の再生を果たすには早期発見、早期着手が極めて重要であることから、中小企業の活力の再生の支援に当たっては、必ずしも経営状態の悪化が過剰債務等の形で表面化していなくても、経営状態の悪化のおそれがある場合には、早い段階で事業の見直しや財務の改善を通じた経営改善を促し、健全な企業体としての生産性の向上及び企業活動の継続を支援していくことが重要である。

ニ 国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）、商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所及び中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第七条第一項に規定する指定法人（以下「都道府県等中小企業支援センター」という。）等は、相互に連携するとともに、金融機関を含む中小企業の活力の再生の支援に関連する地域の様々な関係者の連携を図り、既存の施策を十分に活用しつつ、中小企業の活力の再生の支援に努めることが重要である。

二 中小企業の活力の再生の支援内容に関する事項

イ 国が講ずべき支援措置

(1) 国は、中小企業の活力の再生の支援に資するため、政府系金融機関を通じた金融支援、信用保証の活用による円滑な資金供給、再生支援や経営の強化に寄与する人材の育成・確保、新事業の開拓、販路の開拓、海外事業の展開及び合併等（合併、事業の譲受けその他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）により他の中小企業者から承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化の支援など中小企業の活力の再生に資する種々の施策を総合的に実施する。

(2) 国は、これらの施策を講ずるに当たっては、各種の支援策を適切に組み合わせて活用できるよう、分かりやすい施策情報の提供を図るとともに、施策の柔軟な運用に努めるものとする。

ロ 地方公共団体が講ずべき支援措置

(1) 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、中小企業支援策を実施するものとする。

(2) 地方公共団体は、これらの施策の実施に当たっては、それぞれの地域の中小企業の特性を考慮し、それに適した施策を重点的に実施するなど、施策の効果的な運用に努めるものとする。

ハ 機構が講ずべき支援措置

(1) 機構は、地方公共団体、認定支援機関その他の中小企業支援機関との連携を強化しつつ、中小企業に対する情報提供、助言等により中小企業の活力の再生に向けた取組を支援するものとする。

(2) 機構は、法第百三十三条第一号に掲げる投資事業を行う投資事業有限責任組合（以下「再生ファンド」という。）への出資事業を通じて、事業再生に取り組む中小企業に対する資金供給の円滑化を図るものとする。

(3) 機構は、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号。以下「法」という。）第百三十三条第二号から第四号までの規定に基づき、個別案件への対応を実施する業務、認定支援機関に対する専門家の派遣その他の協力を実施する業務及び認定支援機関の実施する中小企業再生支援業務を評価し、その結果を経済産業大臣に報告する業務並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五条第二項第一号に基づき、認定支援機関の行う中小企業再生支援業務について認定支援機関に対し助言等の支援業務を行う部署として中小企業再生支援全国本部（以下「全国本部」という。）を設置する。また、機構は、全国本部及び認定支援機関の行う業務のあり方に関する事項等を審議する委員会を置く。

(4) 全国本部は、(3)に基づき設置した委員会の助言にのっとり、個々の中小企業者の特性を十分に踏まえつつ、事業再生の支援を適正かつ確実に行うものとする。

(5) 全国本部は、幅広く中小企業者の相談を受けるとともに、必要に応じて、他の中小企業支援機関又は既存の中小企業支援策を紹介しつつ、それぞれの中小企業の活力の再生に向けた取組を促す。

(6) 全国本部は、過剰債務、過剰設備等により財務内容の悪化、生産性の低下等が生じ、本業の経営に支障が生じている中小企業者を対象に、当該中小企業者の依頼に応じて、必要があると認める場合に再生計画の作成及び実行に係る支援並びに経営改善に係る支援を行う。なお、当該支援を実施する際は、十分に認定支援機関と協議を行うこととする。また、再生計画の作成支援に当たって、弁護士、

公認会計士、税理士、中小企業診断士、金融機関経験者等の専門家（以下「専門家等」という。）を有効に活用するとともに、多数に及ぶ関係者との調整が円滑に進むよう取引金融機関や取引企業等の協力の確保に努める。

- (7) 全国本部は、合併等により他の中小企業者から承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化を図る中小企業者を対象に、当該中小企業者の依頼に応じて、必要があると認める場合に経営の診断の実施、合併等に関する仲介など中小企業の活力の再生に資する支援を行う。
- (8) 全国本部は、政府系金融機関と民間金融機関等との効果的な連携を図り、中小企業の活力の再生のための資金供給の円滑化に努めるものとする。
- (9) 全国本部は、中小企業者に対し、経営悪化時の早期対応の必要性、再生のための手法、他の中小企業者から承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化の観点からの合併等の有効性等に関する研修の実施に努めるとともに、中小企業支援機関の職員等に対し、中小企業の活力の再生を支援するための手法や考慮事項等に関する研修を行う。
- (10) 全国本部は、中小企業の活力の再生の支援に係る成功事例、専門家等の情報、各種の施策情報等、必要な情報の収集に努めるとともに、中小企業の活力の再生の支援に当たって有効な手法等について調査研究を行い、その成果を認定支援機関に提供するとともに、関係者への普及を図るものとする。
- (11) 全国本部は、中小企業者が中小企業承継事業再生計画の申請を希望する場合にあっては、経済産業局及び沖縄総合事務局（以下「経済産業局等」という。）その他の関係機関と連携を図り、必要書類の作成等その申請のために必要な支援に努める。
- (12) 全国本部は、認定支援機関からの依頼に応じて、経営改善・事業再生について知見のある専門家等を派遣する。また、当該専門家等は、必要に応じて認定支援機関と共同で当該認定支援機関が指導又は助言を行う個別案件に対応するものとする。
- (13) 全国本部は、二に定める認定支援機関が講ずる支援措置の実施状況について評価し、その評価内容を、経済産業大臣に報告する。なお、報告を受けた経済産業大臣は、当該報告の内容を踏まえ、全国本部とも連携しつつ、各認定支援機関に、その評価結果を伝達するものとする。
- (14) 全国本部は、認定支援機関に対し、当該認定支援機関が指導又は助言を行う案件について、類似の事例の照会に応ずる等の支援を行うほか、中小企業再生支援業務の進め方、各種制度、事業再生又は合併等により他の中小企業者から承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化に係る専門家等の活用方法、個別案件の内容及び進め方に対する助言を行う。また、認定支援機関からの要請に応じ、当該認定支援機関と連携した事業再生や合併等により他の中小企業者から承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化の支援や適切な専門家等を当該認定支援機関に紹介する等の支援を行う。
- (15) 全国本部は、認定支援機関が事業再生の計画の策定を支援した中小企業者が中小企業承継事業再生計画の申請を行う場合にあっては、認定支援機関からの要請に応じ、計画の内容が法第二百一十一条第四項に規定する認定要件に適合するものとなるよう必要な助言を行う。
- (16) 機構は、研修事業やセミナー等を開催し、事業再生や合併等により他の中小企業者から承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化に係る人材の育成を図るものとする。

## 二 認定支援機関が講ずべき支援措置

- (1) 認定支援機関は、その設置した中小企業再生支援協議会の決定又は助言にのっとり、地域における個々の中小企業の特性を十分に踏まえつつ、中小企業再生支援業務を適正かつ確実に行う。
- (2) 認定支援機関は、幅広く中小企業者の相談を受けるとともに、必要に応じて、他の中小企業支援機関又は既存の中小企業支援策を紹介しつつ、それぞれの中小企業の活力の再生に向けた取組を促す。
- (3) 認定支援機関は、過剰債務、過剰設備等により財務内容の悪化、生産性の低下等が生じ、本業の経営に支障が生じている中小企業者を対象に、当該中小企業者の依頼に応じて、必要があると認める場合に再生計画の作成及び実行に係る支援を行う。
- (4) 認定支援機関は、再生計画の作成支援に当たって、専門家等を有効に活用するとともに、多数に及ぶ関係者との調整が円滑に進むよう取引金融機関や取引企業等の協力の確保に努める。
- (5) 認定支援機関は、合併等により他の中小企業者から承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化を図る中小企業者を対象に、当該中小企業者の依頼に応じて、必要があると認める場合に経営の診断の実施、合併等に関する仲介など活力の再生に資する支援を行う。
- (6) 認定支援機関は、政府系金融機関と民間金融機関等の効果的な連携を図り、中小企業の活力の再生のための資金供給の円滑化に努めるものとする。
- (7) 認定支援機関は、中小企業者に対し、経営悪化時の早期対応の必要性、再生のための手法、他の中小企業者から承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化の観点からの合併等の有効性等に関

する研修の実施に努めるとともに、中小企業支援機関の職員等に対し、中小企業の活力の再生を支援するための手法や考慮事項等に関する研修を行う。

(8) 認定支援機関は、中小企業の活力の再生の支援に係る成功事例、専門家情報、各種の施策情報等、必要な情報の収集に努めるとともに、中小企業の活力の再生の支援に当たって有効な手法等について調査研究を行い、その成果の普及を図るものとする。

(9) 認定支援機関は、中小企業者が中小企業承継事業再生計画の申請を希望する場合にあっては、全国本部に対し、当該計画が法第二百二十一条第四項に規定する認定要件に適合するものであるかについて助言を求めることができる。

(10) 認定支援機関は、中小企業者が中小企業承継事業再生計画の申請を希望する場合にあっては、経済産業局等の他の関係機関と連携を図り、必要書類の作成等その申請のために必要な支援に努める。

### 三 中小企業の活力の再生の支援体制に関する事項

#### イ 国が整備する支援体制

(1) 国は、各地域において中小企業再生支援協議会の設置その他の適切な支援体制が構築されるよう資金の確保に努めるなどの必要な措置を講ずる。

(2) 国は、経済産業局又は財務局等の国の地方支分部局、地方公共団体、機構、認定支援機関その他の関係者の連携体制の構築に努める。また、必要に応じて、認定支援機関、株式会社整理回収機構及び株式会社地域経済活性化支援機構との連携を図る。

#### ロ 地方公共団体が整備する支援体制

(1) 地方公共団体は、国、機構及び当該地方公共団体の区域に係る認定支援機関との連携を保ちつつ、都道府県等中小企業支援センター等を活用し、当該区域内の様々な中小企業支援機関の連携を図る。また、必要に応じて、他の地方公共団体又は他の認定支援機関との連携を図るものとする。

(2) 地方公共団体は、認定支援機関の事業の適切な運営に向け、人材の確保に努めるとともに、助言、支援等を行うものとする。

#### ハ 機構が整備する支援体制

(1) 全国本部は、認定支援機関がより効果的に中小企業再生支援業務を行うことができるよう、次に掲げる支援体制の整備を図るものとする。

(i) 認定支援機関や専門家等に蓄積されている知識やノウハウ、支援取組事例等を収集、分析、体系化、及び当該専門家等の情報を整理し、並びにそれを各認定支援機関に提供し、認定支援機関を支援する体制を整備する。

(ii) 認定支援機関への情報提供、助言等を行うに際し、認定支援機関からの問い合わせへの対応と専門家の派遣による対応を両立して実施する体制を整備する。

(iii) 認定支援機関が講ずる支援措置の実施状況について評価し、その評価内容を、経済産業大臣に報告する。なお、報告を受けた経済産業大臣は、当該報告の内容を踏まえ、全国本部とも連携しつつ、各認定支援機関に、その評価結果を伝達するものとする。

(iv) 認定支援機関が行う中小企業再生支援業務の運用基準の統一、体系化や評価等に資するため、認定支援機関の行う中小企業再生支援業務の活動状況の収集、分析を行う。

(v) 認定支援機関の事業の適切な運営を支援するため、認定支援機関と定期的に連絡会議等を開催し、統括責任者、統括責任者補佐等の相互の連携を図る。

(vi) 関係省庁、専門家等の全国組織（日本弁護士連合会、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、一般社団法人中小企業診断協会等）、金融機関の全国組織、中小企業支援機関の全国組織、その他の関係機関との連携を図る。

(2) 機構は、再生ファンドへの出資業務を行うに当たって、必要に応じて認定支援機関へ委託して同業務の実施に必要な調査を行うとともに、認定支援機関の中小企業再生支援業務のために必要な場合には再生ファンドを紹介するなど、認定支援機関との連携を図るものとする。

(3) 機構は、中小企業再生支援業務に関する情報の取扱いに当たり、秘密の保持を確保できる体制の整備に配慮しなければならない。

(4) 機構は、中小企業者の事業再生及び合併等に関する情報が外部に漏えいした場合、風評被害等により事業再生及び合併等の可能性が低下し、当該中小企業者が多大な損害を被るおそれがあることから、中小企業再生支援業務を行う部署（全国本部）及びそれ以外の支援を行う部署を分けてそれぞれ独立して情報を管理するなど、機構内部において、厳格に秘密の保持を確保できる体制を整備するものとする。

(5) 機構は、都道府県への資金の貸し付け業務等を通じて、自らが事業再生を行う中小企業者の債権者

となり得ることに鑑み、中小企業再生支援業務に関する情報を適切に管理するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

## 二 認定支援機関が整備する支援体制

- (1) 認定支援機関は、国、地方公共団体及び全国本部等と相互に連携して、適正かつ確実に中小企業再生支援業務を行うことができる体制を構築する。また、対象地域の中小企業者にとっての利便性の向上を図るため、対象地域の他の中小企業支援機関の協力を得るなどして活用しやすい体制の構築に努める。
- (2) 認定支援機関は、同機関の長のほか、政府系金融機関、地域金融機関等の金融関係者、対象地域の他の中小企業支援機関、中小企業再生支援業務に関係する専門家等の代表者等から構成される中小企業再生支援協議会を設置する。
- (3) 認定支援機関は、幅広く中小企業者の相談を受けるため、企業や事業の再生及び合併等により他の中小企業者から承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化に関する専門的知識又は経験を有する支援業務実施専門家を複数名配置する。支援業務実施専門家の選任に当たっては、経済産業局等、都道府県、機構及び様々な中小企業支援機関等の協力のもと、有能かつ熱意ある人材を確保することに努める。
- (4) 認定支援機関は、自らが保有する支援機能、人材及びノウハウに加えて、必要に応じて、機構の支援を得ながら、企業再生や合併等により他の中小企業者から承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化に係る専門的知識又は経験を有する専門家等及び企業経験者等の外部人材を有効に活用し、柔軟な支援体制を構築する。また、認定支援機関は、再生計画の作成支援等を行う場合には、必要に応じて、関係者、専門家等からなる支援チームを編成する。
- (5) 認定支援機関は、支援の実施に当たり、全国本部と連携を密にし、必要に応じて、助言を要請する等により、効果的に中小企業再生支援業務を行うよう努めるものとする。
- (6) 認定支援機関においては、認定支援機関の役職員（支援業務実施専門家を含む。）及び中小企業再生支援協議会の委員（これらの職にあった者も含む。）に課せられている秘密保持義務の遵守を万全のものとするため、徹底した管理体制を構築する。
- (7) 認定支援機関は、中小企業者の事業再生及び合併等に関する情報が外部に漏えいした場合、風評被害等により事業再生及び合併等の可能性が低下し、当該中小企業者が多大な損害を被るおそれがあることから、事業再生に係る支援を行う部署、合併等により他の中小企業者から承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化に係る支援を行う部署及びそれ以外の支援を行う部署の情報を、それぞれ独立して管理するなど、各部署間における連携体制を整備した上で、認定支援機関内部において、厳格に秘密の保持を確保できる体制を整備する。
- (8) 認定支援機関は、機構と協力して、中小企業者又は中小企業支援機関の職員等に対し、中小企業の活力の再生等に関する研修を実施するための体制を整備することとし、必要に応じて、中小企業大学校等外部の研修機関との連携を図る。
- (9) 認定支援機関は、中小企業承継事業再生計画に係る許認可の承継に当たり、必要に応じて、専門家等の活用を中小企業者に促す等の支援を行う。

## 四 その他中小企業の活力の再生の支援に関し配慮すべき事項

### イ 適切なフォローアップ

機構及び認定支援機関は、一元的かつ継続的な記録の仕組みを構築するなどとともに、個々の中小企業者に対して具体的に講じた支援措置のフォローアップ、及び情報管理を適切に行うものとする。

### ロ 活力の再生の支援の専門人材・知見の充実

- (1) 国、地方公共団体、機構及び認定支援機関等は、中小企業の活力の再生の支援を行う専門家等の育成・強化のため、研修カリキュラムの充実等を図ることが重要である。
- (2) 認定支援機関は、機構と連携し、専門家等など地域の人材を有効に組み合わせて活用し、地域における中小企業の活力の再生に関する知見の蓄積を図ることが重要である。

### ハ 中小企業再生支援業務の実施に係る周知の必要性

国、地方公共団体、機構及び認定支援機関等は、中小企業の活力の再生を支援するための業務について、セミナーの開催やパンフレットの配布などにより、中小企業者や金融機関等に対し周知徹底を図り、中小企業者が本事業を活用し、活力の再生に向けた努力を行うよう促すことが重要である。

### ニ 雇用への配慮

中小企業者が活力の再生に向けた取組を実施するに当たっては、その雇用する従業員の理解と協力を得ることが取組の実効性を確保する上で重要であることに鑑み、機構、認定支援機関その他の中小企業

支援機関は、その周知を図るとともに、活力の再生を図る中小企業者とその従業員の失業の予防その他雇用の安定に配慮するよう促すことが重要である。

ホ 早期の事業再生の円滑化

経営者による個人保証（以下「経営者保証」という。）が中小企業者の早期の事業再生を阻害する要因となっていることに鑑み、機構、認定支援機関その他の中小企業支援機関は、経営者保証に関する研究会策定の「経営者保証に関するガイドライン」（平成二十五年十二月五日公表）に基づき、中小企業者の経営者保証への依存からの脱却に配慮することが重要である。

五 備考

この告示において使用する用語は、法において使用する用語の例による。